

# 野辺地戦争について (下)

桜庭秀俊

(五)

中羊田倉之助による野辺地砲撃が弘前藩に微妙な影響を与え、弘前藩兵による野辺地進撃を促進せしめたであろうことは想像に難くないが、左によりも盛岡藩の帰順降伏の噂が決定的であった。「野辺地戦争記聞」の著者の次のような指摘は基本筋には正しいと考える。即ち「南部家に於ては、此頃秋田口に於て既に降伏せりとか、或は降伏せんとするとかの噂とりどなりしかば、小湊口出張の木村隊長に於ても一時も早く南部兵の降伏せざる以前に一戦を試みんと欲し遂に野辺地攻撃を企画せり」とところで、野辺地進撃が小湊口隊長木村繁四郎の判断によつて起されたのではなく、これはあくまでも藩命によつたものと考えてよい。「家内年表」にも

「昨日弘前表より平内表へ急早打参候而、具投申来ニ拒成候処より進撃ニ相成候由」(九月二十二日条)

とある。そこで、九月二十二日の夜半から二十三日の払曉にかけて繰りひろげられた野辺地戦争と盛岡藩の帰順

降伏との関連を考察したいと思う。「岩手県史」(巻六、九十九頁)によると、京都にいた家老の三戸式部が七月二十九日朝送より帰順の内命を蒙り、八月十九日大阪より乗船し九月十五日宮古に上陸、九月十八日盛岡に帰着したとある。そして、九月二十一日に出動中の全軍に降伏を命ずることになる。又、「野辺地戦争記聞」には、仙台藩より降伏通知の使者が九月十六日盛岡にやつて来ており、同月十九日に至つて南部家より一般家臣へ謝罪降伏の旨並びに各諸方の口々へも其の旨通じたとある。これらのことから、仙台藩降伏によつて少なからざる衝撃をうけた盛岡藩は戦時を継続する意志を喪失し、降伏のきつかけをつかもうとしていたところへ、九月十八日朝送よりの内命を蒙つた三戸式部の帰藩があつて、翌十九日には、戦陣軍に謝罪降伏の旨を示達したものと思われる。かくて、野辺地口にあつては野辺地代官より二十一日付で弘前御役人中様宛として次の書状を送っている。

今般重臣三戸式部儀朝送より御内命有之。暫時御暇にて帰面の上、国論一定致し別紙の通り佐竹家へ申宣趣

城下表より申来り、依之此許の義は勿論の事に候間、左様御承知可被下候。尤式部儀帰國の前秋田表御帶陣の御三卿へ御届品御預りの處、此節柄通路難相御不都合の程如何と奉存候向、御手数其御藩より御届被下度、此段御依頼者得御意度候以上。

九月二十一日

盛岡藩野江地出張

小寺 助次郎

横川 俊蔵

弘前御役人中様

(別紙)

今般京都より重臣三戸式部帰國、朝廷御内命の儀有之候に付進軍相控候間、貴藩よりも御進撃御見合可被下委詳は直々可及御応持候此段不取致得御意置様從盛岡表被申付越候

辰九月

盛岡藩

向井 蔵人

植山 佐渡

秋田御藩出張隊長中様

(「野江地戦争記聞」)

この書状が弘前藩に齎されるや、藩では直ちに野江地進撃の下知を小湊口隊長木村繁四郎に飛ばしたのである。そして前記書状に対しては、二十三日付をもって弘前町

奉行樋口小三郎、成田孫六の名で左の返書を送っている。

「(上略)然れば御内命と申儀は何等の事に候哉一圓相辨へ兼、殊に未だ御三卿よりは何等の御差向も無之候間、前書被仰越候得共私に差控候訳には難相成、尚御三卿へ御届品の儀は正に致承知候此段得御意候以上」

(「野江地戦争記聞」)

しかるに、野江地戦争は二十二日の夜半から二十三日の払曉にかけて行なわれたのである。これは明らかに盛岡藩の謝罪降伏を見越しての、弘前藩の進撃であつたと考へねばならないであろう。それでは何故に、弘前藩では野江地へ軍を進めることになつたのであろうか、それは

- (1) 官軍の立場に立つ弘前藩の焦燥感
  - (2) 津軽と南部の積年の怨敵関係
- という二点が考へられよう。

(1) についてのであるが、弘前藩にあつては一旦奥羽列藩同盟に加担しながら、これを脱退して官軍についたのであつたが、このことが意識的に弘前藩の方向を規制していったと考へられる。「承昭公伝」に

「我藩當きに一度勤王の方向を誤り王師に抗するの途に入らんとす。幸に宗家近衛家の教旨を奉じ辭て國論を一定し、東奔西走兵を各地に出し、時に難戦苦闘を試ると雖も、兵備未だ完からず、操練未だ熟せず、地理亦錯せざる處あるを以て、到る所名譽尚博するに足

らざるは一藩等て遺憾とする所なり」

とある如く、弘前藩にあっては官軍側としての実績造りに懸命であった。又、八月五日の羽州由利郡矢島領吉浜村に於ける成田求馬の戦死も官軍側の疑いを解くための、いわば勤王の奥刃を示したものとされている。従つて「岩手県史」(巻六、九十三頁)では「津軽方がこの期に至り攻撃を加え来つた理由は従来同盟を脱したといえ、同盟軍と一度も戦斗を交えず、このまま終戦を迎えるのであれば、勤王の実を示す機会がないとして野田地攻撃を思い立ちつたものといわれている」という見解が示されている。弘前藩にあっては既述の通り、奥羽鎮撫総督府よりしばしば盛岡藩征討の出兵を督促されており、又秋田口に於ても秋田藩を庇援するという体制で、盛岡藩と積極的右正面衝突がなかつた弘前藩に於ては、巧みに盛岡藩との衝突を回避してつたのであつたが、盛岡藩謝罪降伏の情報は一刻の猶余をも与えるものではなかつた。総督府の意向にそうためにも、盛岡藩と一戦しておく必要があつた。それが野田地進撃という行動をとらしめたのであり、そこには新政府のバスに乗りおくれまいとする弘前藩の焦燥があつたといえる。

(2) についてであるが、津軽・南部の怨敵関係は津軽藩成立の歴史まで溯らねばならないが、これが兩藩に与えたる影響は多方面にわたり、且深刻であつた。この対立意識が多くの事件を生み出しているが、野田地戦争もその

一つであつたといえる。「津軽藩誌附録」に

「南部は善柔延代の怨敵なり、故に彼の地に出張するもの意気激昂禁せんと欲して禁する能はず、八月より九月に至り曠日弥久兵隊奪て無事に苦しみ、屢々進撃を論じて止まず」

とあり、小湊口に出張せる兵士の意気はすこぶる盛んであつた。又戦死した山田要之進の言葉に次の一節がある。

「明日の戦は私戦に非ずと雖ども一は朝恩に報い、一は藩祖以来の怨敵を屠戮せん時と思へば、実に千載得がたき好機なり。僕明日速く決戦し南部人の心膽を挫拵すべし。」(津軽藩誌附録)

一弁侯にあってさえ、かかる意識を持つていたことがうかがわれる。又、私戦に非ずとは表面のことであつて、少くとも弘前藩では、内実は怨敵関係ゆえの私戦という意識が支配的であつたと思われる。だから「南部・津軽の戦いは公戦よりは寧ろ私怨に流れ、一塵結んで再び解けがたきを察する」(一戸岳塗編「戊辰誌」と評価されるのである。

又、八月十三日新瀬戸伝りと伝待した時のことであるが、佐藤英馬の手記にも興味ある一節がある。

「南部は祖家累世の敵國なり、方金王政維新に際し一視同仁の秋に當り、若し庇蒼一步を誤り共に兵端を兩くの不幸あらば世上の公論之を何とか言はん。各所の出兵未だ著しき功勳のあるなし。今南部と戦て其志を

得るとするも或は公戦に怯にして私闘に勇むるの誹り  
あるを免れず」(「野辺地戦争記聞」)

ここには弘前藩の東横造りの魚りと、たとえ盛岡藩と戦  
端を構いても、世間からは私戦と見なされるであろうと  
の意識がうかがわれる。而して、津軽・南部の根強い怨  
敵意識が、野辺地での衝突に恰も私戦の如き感を与えた  
のであるが、かかる怨敵意識は津軽より南部の方に強か  
つたようである。周知の通り南部は高信の独立によつて  
津軽地区の支配権を失うわけで、その為南部側の態度  
を代弁する「南部史要」には「士民・童幼・婦女と雖も  
津軽を仇敵視し、維新の時に至るまで來往を絶つるに至  
る」と記されている程である。又、津軽側の南部に対す  
る怨敵意識は、藩士の間に限定されるもので、それも士  
氣を鼓舞するためのプロパガンダと考えてよいであろう。  
しかし、両藩の対立意識がいかに抜き差しならぬもので  
あれ、それだけでは武力衝突へと発展できぬものである。  
そこには新政府からの南部征討という命令、即ち政治的  
な力がなければ事は起りうるものではないのであるが、  
とまれ弘前藩が動き出した時はいよいよ大勢が決ってい  
た時であった。

さて、野辺地代官と弘前藩町奉行との書状の交換につ  
いては既述したが、弘前藩兵による野辺地への進撃とい  
う事態に直面して、再び次のような書状の交換がある。

先般重役三戸式部儀朝廷御内命有之、秋田進軍の儀

相控候に付爰元は勿論の旨及御文通候筈、然る處、昨  
日馬内より御進軍に相成候得共前書之原も有之候向、  
此方にて御挨拶に及ばざる心得に候處、野辺地代官所  
下まで御討入に付止むを得ず御一戦に及び候得共此方  
よりは進撃致さず候、之に依て応接に及び候まで、御  
進軍御控被成下度此段得御意候以上

九月二十四日

盛岡藩野辺地出役

小本 助次郎

横川 俊 蔵

弘前御藩御出張隊長中様

(「野辺地戦争記聞」)

これに対しては、弘前藩狩場沢口出張の手塚郎平、石  
部岡康之助より二十五日付で「右は総隊長へ相達其上委  
細御返答に及ぶべく」(「野辺地戦争記聞」)との返書  
を送っている。盛岡藩としては謝罪降伏の決定により戦  
う意志なく、弘前藩の野辺地進撃に対しても止むをえず  
応戦したものであり、総督枋内与兵衛は敵討せぬ方が有  
利として退却した程であった。(このことについては後  
述する。)

ここで、秋田口に於ける盛岡藩謝罪降伏の顛末につい  
て触れたい。九月二十五日、盛岡藩家老三戸式部は秋田  
十二所に於いて奥羽鎮撫総督府参謀前山精一郎と会見、  
謝罪降伏の嘆願書を呈上している。しかるに、文中の京

部よりの御内命、又我殿よりの御内諭を札向され、且口上ばかりでは実効なき故、何か証拠として差出すべきとして一応嘆願書は却下されたのでありた。そこで三戸式部は同日、再び嘆願し、十月三日までに実効を立てることとし、それまで進軍を見合わせるよう要請している。実効を立てるとは即ち、楯山佐渡の身柄を差し出すこと、藩主自ら総督府に出頭して謝罪降伏することにありた。而して、十月三日に実効を立てるに至り、漸く嘆願書が受理されたのでありた。

と二つで、弘前藩に於いて盛岡藩への進撃中止の令達を受けたのは九月二十五日で、総督府参謀会議所よりの達しは左の通りである。

今般南賊降伏謝罪の色相願れ、諸口出兵残りず解兵致すべき儀に候承、此方寄手口々の儀一先進撃差控えあるべく候、自然解兵致さざる向も候はば、其口々より屹度詰向可有之候以上（「野辺地戦争記聞」）

二つした秋田口に於ける謝罪降伏の手続中に、野辺地戦争が発生し（二十二日）、又甲石口に於いても支戰事件があり（二十八日）、後日詰向せられることになった。

註

(1) 恐惶頓首奉嘆願候、当春会津容保御征討之砌、奉庇援之命座に出兵候得共、同藩謝罪之儀仙米兩藩より固旋に付同盟仕候、其後秋田より及進撃候處同盟諸藩進撃の上、弊藩へも屢々催促せられ候に付、遂

に進撃致し候處、今般三戸式部京都に於て御内旨を蒙り、且又我殿よりモ、御諭有之帰固仕候に付、至仁好生之慮慮をも相窺ひ奉感佩候、朝廷の御趣意柄に相度候儀と今更悔悟恐懼の至りに堪へず候、全く東陸の固柄当今之情態通徹仕らず、一時方向を誤り重疊奉恐入候、然る處此度御内旨相蒙り固情も一定仕候上は、奉仰朝裁候他事無之深く謹愼罷在候、臣不肖と雖、勤王之素志当夏九条殿弊藩御藩陣中奉違言候通、天地に誓ひ二念無御座候間前後御憐察被成下蒼生安堵に至候様、偏に奉嘆願候誠恐惶謹言

（「野辺地戦争記聞」）

(2) 乍恐奉嘆願候、先刻委細申上候通来月三日までに降伏謝罪の證相立て、尚又私儀此件に罷出候に付、夫迄何分御進軍御控置被成下度、奉嘆願候以上

九月廿五日

三戸式部

（「野辺地戦争記聞」）

(六)

野辺地戦争は九月二十二日弘前藩兵の夜襲によりて始まり、明け方に至りて弘前藩の敗北となり狩場次への退却をもつて終ることになる。戦國は主に野辺地川にかかる大橋付近で展開されたが、結局弘前藩兵は野辺地町には侵入できず、受けた損傷は盛岡藩のそれに較べて多大

であった。それでは野辺地戦争の経過について述べてみたい。野辺地に出張せる盛岡藩兵はおよそ五百人に近いと思われるが、実践に参加したのは二百人程といわれる。「野辺地戦争記聞」よりその主なる者を刊記すると次のきである。

軍事統督

家老職

板内与兵卫

横江隊長

七戸隊付

安宅 正路

地義隊長

新番頭

中野 主馬

阿雲隊長

箱館留守目付兼

上山 守古

幸辰隊長

先手役野辺地堺奉行目付兼

野辺地律巳

島蛇隊長

目付役兼

工藤 繁記

筆撃隊長

江戸留守居兼八戸隊付

苔米地又兵卫

盛軍隊長

郡奉行兼大目付役

新渡戸 伝

これに対して進撃せる弘前藩兵は百八十人でその主なる者は次の如きである。

軍事局総督参謀

木村繁四郎

銃隊々長参軍

須藤勝五郎

銃隊々長

小島 左近

同

石部岡康之助

同

原子 勘吉

同

半塚 郡平

同

笹 権六郎

野戦砲隊長

奥瀬栄太郎

木砲隊長

千葉 平弥

以上銃隊六隊兵員百八十人  
銃隊一隊と木砲一隊

九月三十一日、木村隊長は弘前表から進撃すべきの命を受け、急廻夜襲を敢行することに決し兵を三隊に分けた。即ち、小島左近、笹権六郎の二小隊及び千葉平弥の砲隊は助白井を経て向道より野辺地の背後を衝かんとし、又、石部岡康之助、原子勘吉の二小隊及び奥瀬栄太郎の砲隊は木村隊長の指揮で本道より進み、馬内村から大橋を越えて野辺地への正面攻撃を策し、又、別に半塚郡平の一小隊を遊軍として適宜兩隊の応援に備えるものとした。弘前藩の本道より進んだ主力は、馬内村に達し番所に砲撃を加え、且各所に火を放った。この放火は敵兵の民舎に潜伏するを慮るによつたものとされるが、これが弘前藩の行動を束縛する結果となり、敗北への一因となつたのである。この放火は今まで進軍を押し止めてきた藩兵らの焦りを如実に物語るもので、木村隊長の命によるものではなかった。それは木村隊長が戦鬪の模様を弘前に報告した文面にうかがわれる。即ち、「馬内村門砲撃の処、兵隊中殺気甚しく早や既に同村放火致候」(「野辺地戦争記聞」)と、二は七戸隊六十人程が警戒していたのであるが、弘前藩の進撃に対し一戦も支えず退却している。これは板内参督の命令によるものと思われるが、それはもともと板内参督は和平論者であり、又、盛岡藩が謝罪降伏の

交渉中であることを知っていた時点で於いては、弘前藩にたとえ牝鷲されても極力戦いを回避せねばならぬかつたことによる。だから、最前戦である馬内村を警備した七戸隊には、弘前藩の進撃にあつても敵対せず、一定の場所まで退却して命を待つようにと達示してあつた。従つて、弘前藩の進撃を目の前にしなから速かに退却したのである。

さて、放火による馬内村の焼失家屋は六十四戸と一ヶ寺といわれるが、これが弘前藩の進撃に重大な支障を招くことになつた。即ち、火勢強く道を塞つた為進軍に手回取り、ついに向道を進軍していた一隊との共同作戦に遅れ、又、「馬内村焼払候処より鉄炮、玉茶持運ひ候義難相成」(「家内年表」九月廿二日条)と、弾薬の輸送にも支障をきたすに至つたのである。その為、一旦馬内村に侵入した弘前藩兵は途を海岸通りにとつたり、あるいは小丘山道を迂回せねばならぬかつたのである。漸く野辺地川岸に達した時は夜が明けんとしていたが、砲軍は大橋を挟んで砲火を支えることになる。この向、弘前藩の斥候山田要之進が橋上に野辺地代官所の御給人上野十郎右衛門を銃殺したことから勢いづいた弘前藩兵は一斉に大橋を渡り進撃の体制に入つたのである。これを迎え討つた盛岡藩兵も、この頃には既に前戦の準備を整え、主力を大橋方面に集結させると共に、弘前軍の退路を断つべく、しかもこの方面よりの進攻を予想して一

隊を觀音林へ向かわせていた。弘前藩兵は大橋を渡り進撃をしたのであつたが、野辺地町から大橋に至る地形はゆるやかで傾斜をなしており、盛岡藩兵は高場よりこれをねらい撃ちにした。その為、弘前藩兵は田畔に身を伏すのみにし進撃できず、又兵数に於いても劣勢であり、しだいに苦境に陥つたのである。そこへ、大橋付近の海岸沿いに布陣していた八戸隊が、弘前軍の側面へ攻撃をかけたことが、弘前軍の絶退却を決定せしめたのであつた。八戸隊は前述の如く、折内総督の要請によつて野辺地へ出兵したものである。古米地又兵征に率いられた八戸藩兵は、大橋を渡つて進撃する弘前軍を一旦やりすこしておいてから側面攻撃をかけたもので、弘前軍にとつては狭撃される形となり、退却を余儀なくされたのである。古米地又兵征よりの戦功報告を収めてもその活躍の程がわかるといえる。さて、向道を進撃せる弘前軍の状況はどうであつたろうか。小島左近の指揮するこの一隊も山野を彷徨し、大砲の運搬に難渋していたのであるが、馬内の兵火を見るに及んで漸く進路を定め、隊伍を整えて觀音林から野辺地代官所を目標けて進撃することになる。弘前軍は千葉本砲隊を正面に、小島左近、笹権六郎の銃隊がその左右に陣をとり、砲撃を開始したのである。しかし、この方面に於ける盛岡軍の守備は堅固で、弘前軍の形勢は頗る不利であつた。そこへもつてきて、この方面への進攻を予め察知していた盛岡藩では、先き

に長蛇隊を觀音林に向かわせていたが、この一隊が弘前軍の背後より攻撃したため、弘前軍は全くの窮地に追い込まれるに至つたのである。而して、弘前軍は野辺地代官所への侵入を諦め退却するのであるが、包围の盛岡軍と肉薄接戦となり、小島左近を始め弘前軍の死傷者は甚だ多くを数えている。かろうじて一角を撃破した弘前軍は退却しつゝあつた本道の主力軍と合流し、ともども野場沢へ撤兵することになり、野辺地戦争はここに一応の終結を齎ることとなつた。又、宇塚軍兵の幸いる遊軍を結局何らなすことなく、所期の任務を遂行するに至つていない。ところで、退却する弘前軍に対して盛岡軍は追撃をしまかりた。八戸隊兵が追撃しようとした時、若木隊長は「我等の任務は敵を防ぐに在りて必ず戦ひを成るには非ず」へ「青森県史卷五」）として押えたといふ。これは枋内総督の敵対しないという方針によつたものと思われるが、枋内総督自身、弘前軍進撃に際しては長者久保へ引き揚げた程であつた。この行為は種々臆説を生むことに在るが、所詮は謝罪降伏の交渉中という時点であつたとはいへ、目の前に侵略してきた弘前軍には應戦しなければならぬというジレンマ、そこへ安定正路り強硬論者の台頭による軍事局の内部分裂、かくして枋内総督としては、一時身を退りてかざるをえなかつたのではあるまいか。なお、小栗権大、長谷川又左衛門、枋内政人も枋内総督と行動を共にしている。

こうして野辺地に於ける両藩の衝突は、弘前藩の敗戦というところで終りを告げたが、弘前藩の敗北の主因は、どうしても一戦を交へねばならないという弘前藩の焦りにあつたと考えてよいであろう。だから、藩命を受けるや、急遽夜襲を敢行したのであるが、その為、諸隊の連繫も敵情の偵察も甚だ不充分であつた。即ち、三隊に分けて進撃したものの、相互の連絡がなかつた為、それぞれ孤立的な行動をとつてゐること、又山道の一隊は進路に迷つてゐるといふ点が指摘される。これに加えて前述の如き馬内村放火による支障、八戸隊の構撃等があげられる。又、盛岡藩の野辺地口防備は万全の策がとられていたし、特に九月一。日の陽春丸よりの野辺地砲撃は、一層警戒を嚴重ならしめていた。だからこそ、軍事局の内部分裂があつたとはいへ、弘前軍の急襲にあつても應戦の体制をすばやくとることができたのである。

さて、野辺地戦争による両藩の死傷者はどうであつたかというに、「野辺地戦争記聞」によると、盛岡藩の戦死及び負傷者の状況は、戦死者は上野十郎右衛門一名、重傷後死亡した者は藤田幸吉、中村弥右衛門、白浜啓吉、内田伝次郎、与兵衛の五名、負傷者は小栗末造以下七名となつてゐる。一方、弘前藩側の方は、記録がまちまちであるが、津輕軍戦死者の墳墓、弘前藩記録拾遺（「青森県史卷三」）、馬内戦頼末、太政官誌（いすれも「青森県史卷五」）などよりの比較検討によつて、戦死者は

二十七名、重傷後死亡した者は四名、負傷者は十九名にのぼると考ふる。即ち、戦死者は山内直吉、小島左近、谷口永吉、竹村長太郎、大川元太郎、森山勝三郎、久米田己八、羽賀多吉、佐野左吉、今銀作、工藤岩吉、成田清太郎、大川豊太郎、井内運八、佐々木豹次郎、佐々木良作、土岐貫、山中重次郎、高木琢市、成田忠次郎、田中文蔵、山川啓吉、山田要之進、中田盛徳、文作、清蔵、作之丞の二十七名、重傷後死亡した者は、小野政之助、八木橋善次郎、福沢左吉、須藤惟一の四名、重傷者は工藤巖市以下十名、軽傷者は川村源太以下九名である。これを本道を進んだ隊と山道を進んだ隊に區別すると、本道を進撃した一行の戦死者は八名（重傷後死亡を含む）、負傷者は九名で、他方山道の方の戦死者は二十三名、負傷者は十名となる。このことから、山道を進撃した一隊の受けた損害がいかに大きかつたかということが知られる。又、弘前軍の総勢百八十人に占める死傷者の割合は二割七分強で、弘前藩としては大きな損害を受けた戦國であつたといえよう。

なお、死傷者の向題について若干補足するならば、「新渡戸伝一生記」へ「青森県史巻五」の「敵方討死六拾七人手負百三人、味方討死上野十郎右江内輕卒貳人手負五人」は別格としても、「家内年表」の左の記事は、弘前藩側の損害について概ね事實を伝えている。

「御國ノ人殺打死二十七人、深手普手負共二十五人、

都合五十二人出来ニ相成（中略）南部家ニ而は一人も打死無之手負三人出来候トノ由シ（九月二十二日条）又、小野政之助は八戸藩史稿（「青森県史巻五」）に見える如く、八戸藩兵に負傷して生け捕られたのであつたが、翌二十四日に七戸に於いて死亡している。

註

(1) 更にその他の人員を列記すると左の如きである。

- |             |           |         |    |    |
|-------------|-----------|---------|----|----|
| 七戸隊付        | 小荷駄勘定奉行   | 目付役兼    | 小乗 | 権六 |
| 同           | 野辺地代官兼目付役 | 長谷川又左江内 | 同  | 同  |
| 同           | 銅山奉行北地改役兼 | 一条左次郎   | 同  | 同  |
| 同           | 北地改役兼     | 鈴木      | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 石川      | 同  | 同  |
| 野辺地代官       | 同         | 横川      | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 小寺助次郎   | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 川村      | 同  | 同  |
| 御使番         | 同         | 折内      | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 折内繁次郎   | 同  | 同  |
| 台場大砲司令長、目付役 | 同         | 多賀      | 同  | 同  |
| 台場砲術長       | 同         | 桜井忠太夫   | 同  | 同  |
| 大隊長役        | 同         | 佐藤      | 同  | 同  |
| 司令士兼機隊付     | 同         | 星台千次郎   | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 工藤小木郎   | 同  | 同  |
| 同           | 同         | 小原      | 同  | 同  |
| 鳥蛇隊付        | 同         | 末造      | 同  | 同  |

同	地儀隊付	織笠治五右衛門
同	同	根井沢定右衛門
同	七戸隊付	野辺地幹蔵
同	同	盛田左登見
半隊司令士		駒ヶ嶺康太
御代官下役		柴内官左衛門
境奉行書投支配役		星川茂兵衛
同		坂本又次郎
盛屋々半局付		野辺地弘志
同		盛田 弓人
御境役		中村 健吾
御境後作事係		飯田記代士
小荷駄方北地掃役兼		葛 儀兵衛
同		鳥谷寿太郎
徒目付		遊座伊兵衛
同		高屋 内内
同		福士 晴六
御役医		江幡 静軒
外組方従者共四百十有余人		野村治六郎
軍事局用達		野坂勘左衛門
同		

(2) 討取三人、生捕二人、大砲二門并弾薬管大小八箇、銃四挺、刀三口（「青森県史卷五」）

(3) 七戸町青岩寺には、明治十七年に七戸町有志が建てた政之助の墓碑があるが、その中に「同僚相憐其論彼我、況昔為他藩、今為同県」とある。又、「野辺地町郷土史資料上巻」には次のような記事がある。

「小野政之助を捕えて、青岩寺に生き埋めにし首だけ出して置いた。その泣く声が夜に入って全寺にひびいたという。又、青森の蓮心寺へあるいは常光寺ともいふ）では、川内の漁師の若者を同僚と認めて本堂の戸へはりつけにし兩臂に釘をうちつけたという」これらはいずれも風説と思われるが、南部、津軽の怨敵意識をまざまざとうかがわしめるものがある。

(七)

野辺地戦争に關しては、盛岡藩の重役を小湊口へ呼び詰向することになり、肥前藩士参謀田村乾木左衛門が出張することになった。田村は肥前藩兵六十余人とともに、九月二十八日弘前に入り、翌二十九日青森に着き、三十日には小湊に出張しており、十月三日をもつて詰向することとなった。即ち、十月二日参謀出張所より野辺地代官あてに左の達しを伝えている。

「此度其藩降伏謝罪之旨被申入候付而当國之儀相辨候次才有之候間明三日晝四ノ時其陣出張重役之人狩場沢参謀出張所被罷出候様可被取計候」(「青森県史卷

五)

かくて、新濠戸伝、上山守古が狩場次へ赴むくことになるが、その際の詰問の要旨は、十二日山口に於いて御罪始伏の嘆願中であるにもかかわらず、その旨を弘前藩に達せず、且野辺地進撃に對しても謹慎してあるべきに而戦したのは何故かと糺した。これに對して新濠戸の返言は昨日盛岡表より到着したばかりでその辺のことに於いてはよくわからぬといひ、而戦の不詳事に對しては御褒の首級を差し上げて罪を償わんというに於いた。謝罪始伏の嘆願中であることを弘前藩へ「早速可申入置之言其儀懸之」というのであるが、しかし前述したように、二十一日付で野辺地代官より弘前藩御役入あてに朝霞の御内命にのぎ進撃を控えてくれるようとの書状を出しているのであるから、所詮、予倉した詰問といわねばならない。そして談判の結果、結局野辺地口軍事総督枋内与兵衛の首級をまたる十日までに差出すこと、野辺地口出兵の兵はすみやかに撤退すべきことに決し、次のような証書を提出することになる。

「此度三戸式部ヲ以降伏謝罪之儀奉願上候ニ付、於秋田口進撃相控候付而ハ津輕藩へ石之段可申入候延氣其儀去月廿三日争戦ニ相成不都合之御不審有之恐入奉存候主人美濃守謙慎罷在候事ニ候得ハ臣下一統降伏恐々罷在候所不慮之羞因仕候隊長首級まゝ十日迄ニ急度献上御趣意相立候様取計可申候此段申上候」(青森県史卷

五)

まず、枋内与兵衛の首級差し出しの件であるが、枋内自身は既に野辺地を撤兵し盛岡に居ることでもあり、安宅正路を中心とした盛岡藩野辺地出役の人々は、首級差し出しの旨を預い出ることとした。即ち、同月四日赤前治部左江内、鈴木十蔵の兩人が狩場次参謀出張所へ赴き、盛岡迄往復八日を要すること、又、時節柄吹雪の時は支障が生ずる旨を述べ、結局、十二日まで延期することか認められた。なお、詰問の次才は多賀佐市を盛岡に派遣して報告せしめているが、その際安宅は代首で事を済ます旨の内状を与えている。而して、十二日に至つて新濠戸、上山の連名で再び日返べを嘆願している。即ち、

「野辺地口隊長之首級今十二日迄ニ無相違差出可申候処今以盛岡表より為何儀も無御座候事柄儀遅斯遲仕候儀は無御座候得共遠路峻懸之上、一昨日大雪ニテ往來不通可在之候処より無相右之次才ニ引移候儀ニ相違無御座候去迎御日限及延引候上ハ重疊奉恐入候得共何卒前断之御振合御意察被成下格別之御寛恕を以今又日数五日御猶予被仰付度只管奉願候於然ハ御日限之内御も無相違様取計可申候願之通被仰濟度今又伏而奉款願候」(青森県史五卷)

而して同月十四日、赤前治部左江内が枋内の身代りとして出頭するというひとこまもあつたが、結局、同月

十六日盛岡に進軍した田村より新渡戸に対し「折内与兵  
行事も嚴敷謹慎の事に仰せ付けられ、其の上は寛典の御  
置相蒙り候様に取計ひ申候」と口達あり、首級差し出し  
の件は一庇の落着を返るに至つてゐる。

次に野辺地口の餉兵の件であるが、八戸藩兵は九月二  
十七日に途早く引揚げを行つており、残りも十月三、四  
日を主に既に総引揚げを完了してゐた。これに対して弘  
前藩では九月二十五日付総督府参謀会議所よりの令達に  
より、十月一日に野辺地に於ける餉兵の様子を見分する  
旨を行へてゐる。即ち、弘前藩の小湊口出張参軍須藤磨  
五郎は野辺地代官へ左の書状を送つてゐる。

「今般三戸式部殿又保田表総督府へ被仰立之原も有之  
候ニ付進軍差控候様取付十二所會議局より相違猶右ニ  
付於御藩解兵不致向も有之候ハバ出先口々より屹度詰  
向致候様共相違候隨而野辺地表御解兵之形並藩より見  
分之後向差遣可申候ニ付御案内之仁御出し可被成候様」  
（「青森県史卷三」）

かくて、五日野辺地に於ける餉兵の状況を見分するた  
め、肥前藩太田鉄之助以下六人、弘前藩田中小源太以下  
六人が派遣されてゐる。なお又、この日小湊藩陣の官軍  
が野辺地口より盛岡へ進発するため、新渡戸伝りに兵糧  
等の手配を依頼してゐる。これに対して、新渡戸伝、上  
山守古の連名で同月七日「来る十日御進軍有之候共聊差  
支不申候此段御受申上候」（「野辺地戦争記庫」）とい

う請書を差し出してゐる。而して、十日肥前藩兵六十二  
人、弘前藩は木村繁四郎に率いられた六小隊が野辺地に  
入つてゐる。ところが、弘前藩に対しては、既に盛岡に  
入つた総督府参謀局より盛岡城地の点検が済んだので、  
野辺地出兵の弘前藩兵は小湊へ引揚げるよつとの命令が  
あつた。なお併せて、毛馬内に出兵の弘前藩兵も淀ヶ岡  
へ引揚げるよつとの達しであつた。弘前藩の盛岡への差  
軍については、奥羽鎮撫総督府が両藩の旧来の宿敵關係  
を考慮して、万一の不測の事態を回避するために、弘前  
藩に退陣を命じたというのが真相であらう。更に同十五  
日、奥羽鎮撫総督府は弘前藩に対して、諸軍解兵し直ち  
に回元へ凱旋すべき旨を令達してゐる。この頃には、野  
辺地に入つた木村繁四郎率いる弘前藩兵は小湊に退陣し  
てゐたが、函館府知事清水谷公孝より救援の依頼があり、  
同月十八日木村繁四郎は四小隊を以て青森より乗船、函  
館戦争に従軍することになる。なお、野辺地口より進軍  
した田村乾木左江内らの盛岡到着は同月十六日であつた。  
又、同月三十日には奥羽鎮撫総督府より弘前藩に対し  
て、盛岡藩主を東京へ護送の爲精兵二百名を派兵すべき  
を命じてゐる。即ち、

「南部美濃父子東京へ御用召候向精兵二百人早々南部  
へ差遣護送可致候事」（「青森県史卷三」）

これに対して、弘前藩では十一月七日書院番頭山田十  
郎兵衛を隊長とする銃隊を派遣してゐる。この際、護送

兵への訓諭の中にも、旧来の私怨を挟まないよう厳しく注意を与えているが、当然といえよう。ところが、函館の事態が切迫してきたところから、同月十四日弘前藩では護送の出兵を免せられるよう願ひ出るに至っている。即ち、榎本武揚ら旧幕府軍が五稜郭を占拠し、ついで同月七日幕府軍樞回天、播磨外一島が青森港内を示威巡航するなど風雲急を告げ、弘前藩としては兵の増強を必要とする状況下にあった。而して、同月二十一日に護送の件は免せられることになるのであるが、弘前藩では統督府の決定を待たず、同月十一日既に護送兵をして青森港警備の仕にあたらせていた。このようにして、弘前藩は野辺地戦争後といえども、休む隙なく函館戦争の渦中に飛び込んでいかねばならなかったのである。

それでは盛岡藩並びに八戸藩の処罰についての概略をまとめておきたい。先に盛岡藩の謝罪陥伏の嘆願を受理した奥羽鎮撫総督府はその措置について軍監藤川能登を東京の東征大総督府に派遣し指示をおおいた。その結果、南部利剛及び嫡子孝太郎の父子、並びに首謀の重臣として楢山佐渡、江幡五郎、佑々木直作の三人が東京護送となり、十一月十三日盛面を出発している。そして十二月七日に至り、行政官から処罰の発表があり、それは、利剛は隱居謹慎、領地は没收、更に首謀家臣の申告せよというものであった。しかるに、結局は利剛の嫡子孝太郎の家名相続が許され、領地は二十万石から十三万石に減

俸の上、白石に転封と成ったのである。又、首謀家臣として上申された楢山佐渡は翌年の六月二十一日盛岡の報恩寺に於いて刎首されている。

さて、次に八戸藩の処罰についてであるが野辺地戦争に於ける吉永地又兵征率いる八戸藩兵の抵抗などより、相当の処罰が考えられたが、「八戸様御謝罪状不呈出候而相済候事」(「岩守県史巻六、百三十七頁」)と、咎めを受けなかったのである。この無罪の経緯については「概説八戸の正史下」に詳しいので、ここでは略す。

## むすび

幕末期には政争の圏外に置かれていた奥羽地方にも、鳥羽、伏見の戦いにより戦火の及ぶところとなった。新政府軍の攻撃目標は会津、庄内二藩にありながら、それも薩長両藩が会津庄内二藩に対する私的存怨みを晴らすという一面があった。しかし、何と云っても新政府の「天下の耳目一新」政策が奥羽を戦火にさらす結果となつたのであり、西郷などは会津を完全に征伐するには奥羽をことごとく敵とするも恐るるにたらずという、いわゆる奥羽皆敵論を唱導したのである。奥羽諸藩を救済した参謀世良修蔵などの無理解な態度は、かかる薩長の主戦的態度を反映した結果に他ならないといえる。(尾崎四郎「痛根の維新」) これに対して奥羽の諸藩は私怨私闘の非をあけて、君側の奸を一掃する趣旨で奥羽列藩

同盟を結成した。この爲、奥羽鎮撫總督府の九条統督、  
次副総督らは各地に転進せねばならぬ羽目に追い込ま  
れたが、しかし、新政府軍はじだいに戦勢をもりがえし、  
増援軍が続々と投入されて、戦手の立導権を握るよう  
になつていった。こゝした情勢の中で、弘前藩は秋田藩  
と共に同盟を離脱することになるが、これは奥羽列藩同  
盟の崩壊に大きな影響を与えた。一方、盛岡藩はあくま  
でも同盟の立場を固執することになるが、弘前、盛岡兩  
藩がその方向を全く逆にした経緯は既に述べたところで  
ある。かくして、両藩は臨戦体制をとり互に牽制し合う  
ことになるが、新政府の弘前藩に対する南部征討の督促  
はしきりであり、勤王の寧効を示すことを求められた。  
これに加えて、両藩の対立意識は一層の紧迫感をもた  
りし。狩場沢と馬門に境塚をもつ両藩の仇敵意識は、史  
に三百年の長きにわたつて培われてきたものである。こ  
の両藩の行き着くところ「戦」以外にはなかつたといわ  
ねばならないが、これが他方では両藩和解への道を開く  
ことになり、戦後へその課題を授じたともいえるであ  
らう。とまれ、明治の新政権を確立するには太平の旧習に  
張つていた諸藩をたけき起こさねばならず、僻遠の奥羽  
の諸藩といえども、それぞれに犠牲を払らわねばならな  
かつたのであるが、それは又、高価な犠牲でもあつた。  
新政府の目標であつた国内を統一して中央集権体制を確  
立すること、それは更にこれら奥羽諸藩の少ちからざる

犠牲の上に築かれていつたのであることを見出すことは  
できないであらう。

(完)